令和８年度第１回　大阪市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会（会議録）

日時：令和８年９月 28 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分
場所：大阪市役所地下１階　第 11 共通会議室
出席者：（来庁）笠原委員、川端委員、木下委員、小嶋委員、手嶋委員
永岡委員、野口委員、森委員、吉田委員
（Web）　福田委員、佐田委員

１　開会
・委員紹介
・出席職員照会

２　議事
（１）第３期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について

（２）第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）について

【議題１　第３期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について】
（石井地域福祉課長代理）
資料１に沿って説明

（藤井分科会長）
第３期計画の進捗に関するご質問ご意見については、事務局から説明のあったとおり、この後の第４期計画素案での議論の中で、あわせてお願いしたいと存じます。

【議題２①　第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）について（第１章～第３章)】
（稗田地域福祉課長）
資料 2-1、2-2 に沿って説明

（藤井分科会長）
１章から３章をということですので、１章ずつ、ご質問とかご意見、お伺いをしたいと思います。まず第１章について、何かご質問とかご意見ございますでしょうか。
私の方から改めて確認をしておきたいことがあります。５ページ、お開けください。
５ページでは地域福祉基本計画の領域を表しています。国は上位計画と位置付けているが、大阪市では記載のとおり、（各分野別計画の）土台として（います)。他の多くの自治体は上

位計画として、上の方に線を引っ張っているんですね。
ただ実態的には、日本の福祉、財源的にも制度福祉というのは、こども・障がい・高齢・児童に、莫大なお金と制度が成り立ってるものですから、地域福祉が、それを覆う上位計画、理念的には共生社会ということで覆いますが、実態的にはむしろこの各分野別制度の土台、共通部分をしっかり地域福祉で作っていく。そういう意味で大阪市では、各分野制度の基盤計画というふうな位置付けを与えてるということを第１章では押さえておいていただきたい。

また改めて確認の意味で確認をしたいのですが、12 ページ。改めて「地域包括ケアシステム」を強調しておりますことの意味を、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

（稗田地域福祉課長）
ご意見ありがとうございます。
大阪市におきましては、地域共生社会のもと、第３期計画では地域包括ケアシステムをまずは前提とした上で、そこから広がり、地域福祉を進めていくというところの経過と流れとして、第３章に記載しておりました。
ただ、今回、大阪市の地域福祉計画を見直すにあたりまして、地域包括ケアシステム自体は、この圏域の考え方のところに記載し、高齢者が自立した日常生活を安心して営むことができるよう、この住まいだけにかかわらず、医療も介護も予防も生活支援も一体的に提供される体制として、こちらに記載をさせていただくこととしました。
もちろん地域包括ケアシステムにつきましては、地域共生社会の原本となるものでございますが、あえて２章の「地域福祉にかかる法制度の動向」よりは、こちらに端的にまとめたほうが、流れとしてわかりやすいかなと思いまして、今回はこちら（「圏域の考え方」）に記載させていただいたところでございます。

（藤井分科会長）
はい、ありがとうございます。
地域包括ケアシステム、高齢者のシステムというのは、介護・保健・医療・福祉の住まいの連携、これが基盤で、もう１つ、多職種連携もその領域ですけれども、この包括的支援体制というのは、その土台の上に、教育の連携とか孤立に対する対策とか就労支援という領域まで広げている、というのが包括的支援体制の連携領域ですので、そういう意味で、改めて事務局は、基本的な土台の上に包括的支援体制が広がってるという意味ですね。
それとここには書かれていないんですけども包括的支援体制で一番重要なのは、国のいう日常生活圏域、要するに、中学校区ごとでその連携が完結している。この「中学校区」というのは支援側の対応、社協なんかの日常生活圏域というのは、小学校区とか、自治会域ですけども、11 ページの「圏域の考え方」の介護保険事業の日常生活圏域っていうのは、支

援者側からいうと、要するに、要支援者と要支援者が住む地域を一体的に把握できる圏域であるという、これが、実は包括的支援体制においても非常に大きな、要するに、全市的なところで審議しても本当の連携は進まないけど、こういう全域の中で、いろんな分野の連携が進んでいくと、先ほど言った当事者とかその方が住む地域、住民がその地域が見えるという中で連携が進む。これがかなり大きいんだろうというふうに思います。

そういう意味で介護保険における仕組みみたいなものを、どのように広げていくのか、ということが、まず第1章のところで頭出しされてるということだと思います。

第2章についてはいかがでしょうか。

（佐田委員）

28 ページからの成年後見制度利用の促進のところなんですが、いろんな解説（記載）がありますが、法制審議会でも令和10年中には、成年後見制度、法改正されて補助一本化されるということと、後見制度が一度始まっても、その後やめることができるというように変わるということが、令和10年度中にはそうなるということがもう決まっています。

その後、ある程度、やめられる後見が補助に切り替わって、（後見を）やめると言った時には、成年後見制度やめたらどうなるのということで、今言われているのが、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援、ここに帰ってくる、というふうに言われています。

社会保障審議会でも、そこの実際の受け手としてどうするのか。日常生活自立支援事業をもう少し拡張して、第二種社会福祉事業で受けていくんやと。だから後見をやめても、そういう形で地域で受けて、当人（高齢者）を支えていくんだと言われています。

その辺のところを少し触れて（おいた方がよいのでは）、令和10年といったら、この地域福祉計画の（期間の）中で、そうなることが決まっているので、その辺のところは少し触れていただいた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

（藤井分科会長）

事務局、いかがでしょうか。

（土山相談支援担当課長）

ありがとうございます。確かにおっしゃるように、社会福祉法の改正と民法の改正があり、そしてこの民法改正により成年後見が終われば、その後の受け皿として大阪市でいういわゆる「あんしんさぽーと事業」、またこの新たに第2種社会福祉事業として社会福祉法に位置づけられた事業が受けていくというものが、方向性になっておるところです。そして身寄りがいない高齢者等の支援体制は、今から大阪市も検討してまいりたいと考えているところです。

この（地域福祉基本）計画が６年計画になるということで、３年後に見直しが入るかなと思いますので、その際にはより具体的に、民法の方は２年半ぐらいで施行を迎えるということは、委員がおっしゃるように、令和 10 年の 12 月までには、きっちりと動き出すというところになると思いますので、その３年後の見直しのところでは、またさらにもう少し進んだことが書けるのかな、というところです。まさに今、現在進行形でいろいろ検討をしている中で、非常に書き方悩んでいるところではございます。各審議会でも、そのようにご意見も頂戴しているところですので、国の動きなどを見ながら、もう一度、改めて記載内容について検討をさせていただこうと思います。ありがとうございます。

（佐田委員）

例えば、裁判所の新規案件で受理面接とかある時に、親族後見人が候補者だった場合、大阪市の成年後見支援センターのパンフレットって全員に渡してるんです。

本当に家庭裁判所も、大阪市の成年後見支援センターってすごく頼りにしてるんですね。裁判所ではできない相談支援は、大阪市の後見支援センターでやってくれという感じでもあります。大阪市のこういった役割って、やっぱりすごく大きいと思ってるんです。ですので、やっぱり大阪市が先頭切って、大阪府のことはやっていかなあかんと思うので、よろしくお願いします。

（藤井分科会長）

佐田委員の意見は、まだ明確に、具体には決まっていないけども、改革の方向は提示されていて、そこは変わりないんだから、もう少しそれに合わせた記述をしていていただいたほうがいいというところですね。ですので、もう少し記述を変えていただいたほうがいいかなと思います。

（土山相談支援担当課長）

わかりました。ありがとうございます。成年後見センターへの期待というところもありがとうございます。受け皿というところの書き方は改めて検討したいと思います。ありがとうございます。

（藤井分科会長）

他いかがでしょうか。

（野口委員）

老人クラブの野口でございます。

15 ページにグラフがあるんですが、（国勢調査の）結果が発表され次第、変更するという

ことになっております。これまで令和 2 年度の資料でずっといろんな議論をしていただいています。大阪はですね、高齢者のひとり住まいが、（単身）世帯が非常に多い。もう全国飛び抜けてるということで、私もいろんなところで、（このままでは単身高齢者にとって）環境が悪いんじゃないかということで申し上げておりますけど、これに伴いましてね、やはり、孤独・孤立対策が令和６年に（孤独・孤立対策）推進（法）ができたんですけど、やはりこれをもっとＰＲしていただきたい。

お１人住まいの方はですね、孤独死が怖いとか、身寄りがいないとか、いうような形でですね、非常に不安を抱えております。そして住宅の問題でね、追い出しをくらうとかいうこともありますけど、そういうことを区役所なり支援センターの方で、頑張ってますよ、やってますよということをＰＲしていただきたい。いうことを申し上げたいんです。

そしてですね、7 月 1 日から社協さんの方で終活相談事業ができたということで、非常に我々見てまして、高齢者としてはありがたいなと思いますけど、これをもっと区の方にも窓口をつくっていただきたいと思います。やはり（市内）1 ヶ所、上六の社会福祉センターのところまで行くのが大変ですから、高齢者はなかなか遠くまでいけませんので、近くで相談できるところがあれば、なおいいんじゃないかなと（思います）。私、高齢者の代表としましてね、一言言わせていただきたいというふうに思っております。

（藤井分科会長）

ご意見ということでよろしいでしょうか。はい。

それでは、他いかがでしょうか。

（笠原委員）

今の 26 ページから 28 ページの延長線上の質問というか、頼れる身寄りがいない高齢者「等」って書いてありますので、高齢者や障がい者や精神障がい者、いろんな人、そういう障がいとか身体とか精神的な障がいを持っていたら福祉が対応しますよね。それから、身体や精神が健常であっても、お金がなくても福祉が対応しますよね。お金を持ってはる人は、自力で民間の富裕層向けのサービスが、いろいろ設定されてますからいいんですけど、例えばお金はそこそこあるけど、判断力も今はあるけど、支援の狭間の層というか、私たちのような人たち、お金はそこそこあるけど、そこそこぐらいやから、今日帰りに倒れたら、えらいことになると思うんですね。

そういう 27 ページの第二種社会福祉事業として位置付けられたって書いてある。お金そこそこあって、今は判断力ある。けど、いつ、今の状態が自立生活の状態が崩壊するかわかれへんような、親戚もいるかもしれへんけども、甥っ子や姪っ子、息子がおっても、疎遠やとか、離れてるとか、そういう人たちのことはこれから考えていった方がいいのか。それはずっと先の話なのか教えて欲しいです。

（藤井分科会長）
　これね、各自治体ともこれから検討するので、それらも含めてどう設計するのかということが、これから始まるということなので、今、質問してもなかなか答えづらいと思いますが、さっきのことも含めて、検討のスケジュールですよね。そこはいかがですか。

（土山相談支援担当課長）
　ご意見ありがとうございます。
　令和 10 年の 4 月にはこの第二種社会福祉事業をスタートさせるということもございまして、大阪市では、私たち地域福祉課、高齢、生活困窮、障がいの担当者で、ワーキンググループを作らせていただきまして、すでに検討を始めておるところです。大阪市も、委員おっしゃっていただいた狭間の方のことも忘れずに検討して参りたいと思っていまして、現時点で申し上げられるのはこれぐらいですが、すでに定期的なワーキンググループにて検討を始めております。

（藤井分科会長）
　この計画の（３年後の）見直しのときがすごいですね。3 年後の見直しのときにかなり具体のものが出てくるので、そういうところの審議だと思います。
　これも、共通して取り組むべき事項ということで、イコールそれを地域福祉課が担うというよりは、全庁的な横断体制でやっていくべき事項として、庁内ワーキングをされてるのはすごくいいことで、他の自治体もこの問題に関しては庁内ワーキングで、検討が始めている自治体もちらほら見えてて、政令指定都市の大阪においてね、この検討がそれで始まってるというのは、なかなかいいことだなと思います。笠原委員のご心配されてるところも緻密に検討されると思います。

第 2 章はよろしいでしょうか。

（永岡委員）
　永岡でございます。
　45 ページの「各区の取り組み状況」のところの説明があって、課題と方向性なんですけれども。これは計画全体としても、今、いろんな制度が非常に流動的なところがあって、先ほど狭間の問題も、法的にもどう位置づけるのか。歳出予算のことも、議論のあるところだと思っております。
　今のそういう動きからしますと、やはり各区の中で、各地域ごとでいろんな当事者や住民

の方々の声を上げて、ニーズをちゃんと把握して、解決のための取り組みを進めていく。そこの地域の中からボトムアップで、進んでいくのは、やっぱり必要だなと思っておりまして、今、高齢の方も多いですし、いろんな担い手をどのように継承していくのかと、そういうことも課題になっております。

そういうことを考えますと、いくつかの区においては、区の地域福祉計画等、それからいろんな小地域での活動計画を策定して、意識の醸成や交流の活発化ということを書いていただいております。引き続きということなんですけども、やはりこの点については、これ全体にも広げていくように、区ごとで、今、区がどうなっていくのかわからないところありますけども。これを生活している立場からすると、中から声をちゃんと上げて、問題を共有して、改善へとつないでいくような、そこの取り組みをぜひ各区全体で進めていくよう、もう少し何か強い方向性のようなものがあればなと。方向性のところでも、地域住民等の声を活かしということも（記載が）ありますけども、もっともっと共有を図って、活動を強めて行く、そこから掘り起こしていくようなことで、それがまた新たな担い手が増えていくようなことにも繋がっていくんじゃないかと思いますので、ぜひそこについて、もう少し何か表現というか、加わるといいなというふうに思いました。以上です。

（藤井分科会長）

もう少し、この区における展開の重要性、それとお聞きした基本計画の考え方を区に普及するだけではなくて、むしろボトムアップやということを強調されたと思います。いかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

ご意見ありがとうございます。地域福祉課長の稗田でございます。

先ほど永岡委員がおっしゃってくださった通り、小地域計画や地域の方々のご意見を吸い上げてボトムアップして、大阪市の各区役所の計画に活かしていくというのはとても大切なことだと考えております。

それにつきましては、区役所だけでなく、区の社会福祉協議会の皆さんと一緒になって、各地域における課題の吸い上げであったり、また、その課題を皆さんと考えていくということ、一方的な区役所からの計画を提案するだけでなく、地域の方々のご意見を聞いた上でその取り組みを反映していきたいと、我々も思っているところでございます。

今後、その内容、その必要性なども局から、各区に対してもお伝えしていこうと考えているところでございます。この計画が 6 年になることに伴い、我々も区への支援を強化していこうと考えているところでございます。

記載内容につきましては、引き続きという形ではなく、改めて全区においてそのように広げていただきたい、というご要望もいただきましたので、少し（記載内容を）修正させていただいて、またご確認いただければと思っております。ありがとうございます。

（藤井分科会長）
よろしいでしょうか。

（小嶋委員）
小島です。今の続きなんですけれども「地域住民等の声を活かし」というところで、作られる方が大体、50 代・60 代の方中心で作られるかなと思っていて、私も 70 になりましたので、やっぱり年齢重ねると希望する内容が違ってくるんですね。身寄りがいないというのは、本当に身につまされる思いもあるんですけれども、その辺の方たちの意見を吸い上げ方ですね。老人会であるとか、いろいろありますけれども、その辺もちょっと考えていただいて、広く吸い上げていただけたらありがたいなと思います。

（稗田地域福祉課長）
ありがとうございます。
お声の聞き方についてですが、本当にいろいろな世代の方々が一緒に取り組んでいくのがこの地域福祉基本計画だと思っておりまして、各区の計画もそうだと思っております。ですので、職員が主体となって、計画を作っておりますけれども、それだけではなく、今おっしゃっていただいたような、老人クラブの皆さんのお話であったりとか、また民生委員の皆様のお話、地域の方々のお話、あと活動団体の方々に対しても、ご意見を聞き作っていけるよう、区役所の担当者に対して、伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

（藤井分科会長）
それでは第 3 章について何かご意見ございますでしょうか。

（笠原委員）
51 ページの網掛けのところで「セーフティーネットの基盤となることを認識してさりげなく包摂し参加支援に当たる動きが広がるように支援します」と書いてあって、先ほどの進捗状況のご報告いただいたときも、それから今も、参加支援っていうのは一本釣りやなという結果が、誰かとお友達とか知り合いから聞いて参加したというようなご報告があったと思うんです。その時に、生活支援コーディネーターの社会資源を作っていくような人たちの役割と、それからＣＳＷの役割等を、重複する、かぶってるところは当然あると思うんですけども、それぞれの軸足となる主軸となるような業務というか、活動というかな。それとこ

ういった参加支援に当たる動きが広がるように支援しますというのは、生活支援コーディネーターの人たちにも、頑張っていただく、というようにお考えかどうかと。
先ほどのご説明だけではちょっと理解できませんでしたので、どんな方針を持ってらっしゃるか、お考えなのかっていうのを少し教えていただいたら嬉しいです。

（稗田地域福祉課長）
ご意見ありがとうございます。地域福祉課長の稗田でございます。
質問の内容といたしましては、生活支援コーディネーター、いわゆる地域づくりを行っていただいている方々と、ＣＳＷ、いわゆる個別支援が必要な方々をつなぐお仕事をしていただいている、大阪市でいうと見守り相談室のＣＳＷというイメージかなと思います。個別支援と、その地域づくりをどう繋いでいくのかという、そういうご質問かなと、把握させていただきました。
我々といたしましても、もちろん、個別支援だけでありましたら、地域の場につなぐというところが、参加支援の目的地かなと。いろいろな説明資料にもございますが、まず、つなぎ先自体も、生活支援コーディネーターの皆さんが、各地域での居場所っていうのを作っていただくときに、どんな方も受け入れるという考え方自体を広めていかないと、つなぐこともできないと考えております。ですので、こちらの参加支援の考え方自体は、地域づくりを行うときにも、活動者の方々に対して、そういった人と人との繋がりが大切なんだ、皆さんを支え取り囲んで気にかけていく、見守っていくことが大切なんだということを、活動者の方々に、生活支援コーディネーターから広げていただくということを意識して、こちらの記載とさせていただきました。
そういった土台があって初めて、各個別支援を行う機関へつないでいくことができるのだと考えております。

（藤井分科会長）
地域福祉の非常に重要な点でね。そもそもの話をしますと、これ「参加支援」という言葉になっているので、孤立してる人が社会に繋がる支援というところが強調されますね。社会福祉でいうと、憲法第 25 条が生存権でまさにセーフティネットなんです。もう 1 つの福祉が、憲法第 13 条の幸福追求権なんです。幸福追求権ではみんなが幸せになろうよと。どっちかというと、生活支援コーディネーターというのは「みんなが幸せになろうよ」という地域づくり、もう少し孤立の問題でいうと、孤立しない地域づくりが生活支援コーディネーターで、ＣＳＷは孤立から地域に繋がるという、そういうセーフティネットの支援という、今、事務局からご説明いただいたのは、そんな双方向やという話だと思います、簡単に言えば。このまま（の記載内容）でもいいし、先ほどのことをいうと、孤立から地域に繋がっていく参加支援とそもそも孤立しない（予防的な）地域づくりとか繋がりづくりをしていきましょうというような、そういう双方向のことを若干足しても構わない、という感じですかね。こ

のままでよろしいでしょうか。

（笠原委員）
はい。

（藤井分科会長）
いいご指摘だったと思います。「参加支援」という言葉を使うときの、この幅ですよね。相談支援と地域づくり、2つの意味が重なっているというのはそういう意味ですから、いいご指摘だったと思います。それでは、議事の(2)第3章までのご質問よろしいでしょうか。それでは次に参りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【議題２②　第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）について（第４章～資料編）】

（稗田地域福祉課長）

資料 2-1、2-2 に沿って説明

（藤井分科会長）

それでは第 4 章全般にわたって、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

（野口委員）

75 ページにですね、災害時に備えた要支援者への支援という項目がございます。私もまだ町会長もやってますが、見守りということで、何かあったときに救出するというような形で区の方から名簿をいただいてます。ところが、そのほとんどが老々介護ということで、最近の災害は、今までは南海（トラフ）地震を想定した形で、避難所も 300 何ヶ所ありますけども、これ見ますとほとんど小学校だと思います。ところが、最近の災害は、大雨なんです。今、大阪市は少ないですが、この１ヶ月間で起こったところ、ほとんど私が住んでたところばかりなんです。三重県の四日市とか、千葉県とか静岡、そして名古屋の栄、私 32 年間ほど大阪を離れておりまして、転勤で出ておりましたけど、それぞれ住んでるとこでも、こういう問題は起こらなかったんです。ところが最近はちょっとした雨でもずぶ濡れになる。これでは要介護者を避難所へ連れて行くことはできないということを感じております。

私は東住吉のほうにおりますが、今ね（市内でも）、住之江の放水所が故障してるということで、何かあればすぐ大雨警報が出ておりますが、うち（の区に）は駒川というのがありましてね、昔はよく氾濫してですね、床上浸水まで来たことがあるんですけど、そこ（避難所）まで行くのに、その川を渡らないかん。（避難所の）学校に行くのにね。学校もですね、このままでいきますと水没します。要するに、体育館とかになりますと１階ですので浸水しちゃうということですから、やはりこれから避難場所を学校でも、2 階・3 階の教室を開けていただくような方法を考えていかないと、やはり水害とか、そういう形になりますとやばいんではないかというふうに思っております。過去にない災害が起こらなければいいと思うんですけど。台風も 30 メーターから 50 メーターとか、我々、昔は 50 メーターの台風なんて信じられなかったんですけど、今は 50 メーターの風も増えてくるという時代になっていますので、そういう面を検討していただくにしていかないと。今まで通りの、こういう計画ではですね、やばいんじゃないかなと、このように思います。

（藤井分科会長）

実際の避難支援自体が、みんな高齢化してると。想定外の災害がどんどんこれから起こるだろうという予想があると。こういう中で、この検討ですね、さらに進めていただきたいというご意見でした。大体記述はされてるような気はしますが、事務局から何かございますか。

（岡本減災担当課長代理）
危機管理室の岡本です。１階が水没（浸水）という場合は、避難所にもいけないことになると思いますが、その場合は、垂直避難をお願いしております。その後、小学校（等の避難所）に行けるようになった場合は、1 階部分が使えない場合は、2 階以上の教室等を使うように運営をお願いしておるところです。

（野口委員）
それとですね、やはり救援物資ですね。小学校にはだいたい毛布 300 枚。飲料水 300 人分ぐらいしか用意できてません。これはうちの連合だけでも要するに 3000 何世帯あるんです。5000 人以上の住民おって、300 人しか手配できてないと。これ何かあったら自分たちで用意してくださいと。他の地区では、やはり防災においては、関心を持っておられて備蓄とかはやってるんですね。大阪はその辺は甘いなと。何かあれば助けてくださいというのが現状だろうと思います。それだけ災害が少ないのは事実ですけども、もう少し、検討していただきたいなというふうに思ってます。

（岡本減災担当課長代理）
危機管理室の岡本です。
避難所である学校にですね、備蓄物資をいろんな種類のものを保管していただくようお願いしているのですけれども、すべてが置けるようなスペースがない、というところも結構ありまして、大阪市では避難所以外のところに、備蓄拠点というところがございまして、市内に 7 ヶ所あるのですが、そちらに大阪府の地域防災計画に基づいて、今、大阪市内で避難が想定されている人数が 53 万人となっておりますので、その数を、保管しています。災害時にはそちらから避難所に持っていくというオペレーションをさせていただいております。

（藤井分科会長）
この計画の大きな背景になるのが、高齢化、家族の縮小化・脆弱化・単身化ですよね。これがどんどん進んでいくというのは、今まで想定してきた対応では、追いつかなくなるということを非常にご心配なさってるご意見ですので、何かここで明確な回答というよりは、今までの枠組みがもう通用しなくなるということを想定して、考えていただきたいと、そういうご意見だったと思います。

他いかがでしょうか。

（吉田委員）
今、第４章で評価のお話が出てきたと思うんですが、本日前半でお話しいただいた、この評価指標確認シートっていうのは、これは一般市民には公開されないですか。

（稗田地域福祉課長）
ご質問ありがとうございます。こちらの評価会議のシート自体は、ホームページに公開しております。

（吉田委員）
ありがとうございます。前半ご説明いただいて、たかだか１年で変わるのかなと思ったら結構大きく変わっているところもあって非常に重要な内容をたくさん含んでる、貴重なデータだなというように感じて、拝聴していたんですけれども。その評価に関して言いますと、前回も申し上げたような記憶があるんですが、前半、評価指標確認シートをご説明いただいたときに、下のところに達成状況というのがあって、「効果があらわれている」「さらに力を入れて推進する必要がある」「取り組み内容を見直す必要がある」で、すべての項目でこの１・２・３全部に当てはまってしまう。実際にこの評価シートを何枚か拝見させていただくと、全部２のところになっていて、事実上、この達成状況という欄がデータとして意味がない状態になっているのが、個人的はすごく残念だなと思っていて、これだけ明確に効果があったり、あるいはその取り組みの成果があらわれているところがあるのに、どこに表れているのかっていうのは、上段の数字を１つ１つ追っていかないとすごくよくなってる、手助けをしてる市民の割合って、ここ数年ですごく増えてるやんみたいなことが、数字を追いかけないとわからない状況になっていて、達成状況のスケール、ここの項目を少し工夫すると、ここ変化してるんだと思って、そこを見ると、すごく大きく変化しているということが数字でもわかる。目印になるような機能を果たすためには、「前回よりも改善が見られた」「概ね前回並み」「ちょっと後退してしまった」みたいな、いろいろあると思いますので、ご検討くだされればと思います。
何かこう、せっかくこれだけの取り組みをされていて、その中で顕著な成果を表してるものもあり、逆に先ほど、ボランティア登録者数が減少傾向であるというなことも、ここは気にしてかなきゃいけないよね、みたいなことがわかるような指標になって、市民（向け）やこのような集いでもいいんですけど、提示してくださるともっと問題意識を持ったり、ここに書かれている内容が私たちの生活に迫っている具体的な出来事として、何かリアルに受けとめられるような気がするので、絶対評価をするんだと思うんですけども、この達成状況は継続してやってきたので消せないということであれば、その下にわかるようなもの（の記載を）つけていただくと、すごくいいかなというように個人的に思いました。
私自身もこの表を拝見したんですけど、ちょっと見るのに苦労したというところがあって、でも注意深く見ていくとすごく面白いことが書いてあるので、せっかく皆さんが評価し

てくださってるので、何かそれが響きやすいというか、目立ちやすい形を工夫してくださると、嬉しいかなと思いました。意見です。

（稗田地域福祉課長）
地域福祉課長の稗田です。ありがとうございます。
この全体の評価、達成状況がどうしても年度に１つしかないので、まとめてしまうと、さらに力を入れて推進する必要があるという風に収まってしまうのがもったいないなと。いろいろと指標がある中で、メリハリをつけて、この取組をやってきたからもっと丸にしてあげたらいいんじゃないかとか、ここはもうちょっと頑張らなあかんか、三角にするとか、そういった形で見えるようにしたらいいんじゃないか、というご提案ということでよろしいですか。ありがとうございます。
そのあたりにつきましては、また今後、次の第４期計画（が策定）できましたら、そのあとに、評価指標などを検討していく予定としておりますので、その時に反映させていただけるものはやっていきたいなと考えております。ありがとうございます。

（手嶋委員）
我々、障がい者団体の役員やってるんですが、障がい者がこういう災害を受けたときには、表に一歩も出られない。ただ家でじっとしとくような感じになるかと思います。水があふれてきて、そこに下肢障がいの人がいたら、絶対動けない。それを地域の人に見てもらう（必要がある）。そこは、どういう絵を書いていただくかということ。
それと、今、学校は廃校が進んでいる。私が小学校に入学をしたときの生野小学校（は廃校になり）、西生野小学校（になったが）には、倍ぐらいかかるんですよね。こどもはその移動するいうのが大変やと思います。（そういったところも踏まえて）、少しでも変えていただきたいと思います。

（藤井分科会長）
計画策定・推進部会でも、障がいのをお持ちの委員さんから、この災害対策はかなり強いご意見を毎回いただいております。加えて、事務局もかなり考えてると思うんですけど、小学校拠点が、だんだん広がってて、逃げ切れないっていう感じを受けますね。ご意見、お二方の意見をまして、何か事務局の方からコメントございますでしょうか。

（岡本減災対策担当課長代理）
危機管理室の岡本です。
廃校になった学校は「もと小学校」というふうな形で、そのまま避難所としての登録が残っておりまして、もと小学校は避難所として使うとしております。

（藤井分科会長）
それこそお住まいのところの区レベルで、実際描いていかないと見えないっていう感じですよね。だからまさに、そういう取組を推進いただくということなんでしょうかね。

他いかがでしょうか。

（森委員）
森です。単身の高齢者の世帯数の推移っていうのは資料編にあるんですか。それとも本編にどっかあるのかなあというのを聞きたくって、極めて重要な、資料かなあと思ってまして。なかったら、ぜひ、掲載して欲しいなと思いました。
2点目です。124ページで、合計特殊出生率を書いていますが、これは要するに少子化っていうのが右肩下がりで歴然とわかるグラフなんですが、最近は、完結出生児数の方が結構注目されてて、要は、夫婦から生まれてくるこどもの数、大体2.0っていうことが知られてますけど、そっちの指標の方がいいんじゃないかなっていうのが私の意見です。
あと、用語解説で細かいんですけど、163ページのＬＧＢＴの説明は丁寧にしてくださってるんですね。レズビアンとかバイセクシャルとか、トランスジェンダーとか。でも、これ肝心のＳが抜けてて、ストレートが抜けてて、それでいいのかなと少し思いました。ストレートというのは、一番、大多数の人ですよね、性的趣向が一般的な人のことだと思いますけど、これなんか、インクルーシブと言いながら、Ｓが排他的になってしまってるんで、そこが少し気になりました。

（稗田地域福祉課長）
地域福祉課長の稗田です。ご質問いただきました高齢者の単独世帯の数のグラフがあるのかっていうご質問ですが、122ページで、まだ国勢調査の結果待ちということで、令和2年度までにはなりますけれども、こちらの方で、64歳以下の部分、あと65歳から74歳と75歳以上の方々の世帯数の推移が載っているところでございます。
こちらにつきましては、国税調査の結果が月末にでも上がってくるということをお聞きしておりますので、パブリックコメント前にはこちらのデータを更新させていただきたいと考えております。

（森委員）
この単独というのは、単独世帯数ってことですかね。なるほど。わかりました。
あとごめんなさい。先ほど言い忘れたんですけど、笠原委員にちょっと付随して、私も東淀川で人口多くてですね、市営住宅なんかもよく回らしてもらうんですが、高齢者の方から

いただくお声としてはね、要支援とか要介護の方ってね、ヘルパーさん来てくれるじゃないですか。でも、多いのってやっぱりね、元気な高齢者の方が多いんですよね。数値でいうと、大体、要支援とか要介護の方って3割とか、4割弱とかで、残りの方って、6割とか7割近くは元気なんですよね。よく言われるのが、でも1人やったら、例えば市営住宅の10階からね、何かタンスを捨てるとか、そういうときにやっぱできないっていう。だからそういう、支援とか要介護の方を大切にするのとともに、元気な方もね、支援して欲しいという声はありますんで、これだけお伝えしたいなというふうに思ってます。

（稗田地域福祉課長）
ご意見ありがとうございます。元気な高齢者に対する支援、ひとり暮らしの方々への支援であったりとか、あと活動の支援とか、生きがいづくりといったものにつきましては、地域福祉計画ではそこまで書き込めていないんですが、高齢の福祉計画の方も、今ちょうど同じ時期に改定のタイミングでございまして、そちらの方では、元気な高齢者の方々の生活の生きがいづくりといった事業で、例えば、その助け合い事業をやっていたりとか、あとは高齢者の方々が日々、介護予防の関係で、集まれるようにっていうことで居場所づくりを行っているとか、また100歳体操とかもしております。先ほど笠原委員おっしゃってくださった、生活支援体制整備事業というものでは、介護予防のためも含みまして、地域づくりっていうことを、大阪市の事業として行っております。そういったところに、元気な高齢者の方々が参加していただくことで、普段からの顔の見える関係づくりであったりとか、つながりづくりをしていただいて、その人がもしも、日々の活動のところに、最近見ないなんていうところの気づきにも繋がっていけばいいなということを考えておるところです。
　合わせてまして、ＬＧＢＴＳにつきましても、これちょっとＬＧＢＴ3年前の資料のままでまだ更新しておりませんでして、市民局の方からも、ここの中身項目変えたいということをいただいておりますので、また改めて、そちらもパブリックコメント前には更新させていただきたいと思っております。
ありがとうございます。

（藤井分科会長）
　はい。他いかがでしょうか。

（佐田委員）
　第４章の後見のところです。あの93ページから99ページのところ、非常に過不足もなく、いろいろ書いていただいてるなと思ってて、前回の地域福祉計画よりかなり具体的で、いい内容になってるなと思うんですけど、99ページの最後のところに、「任意後見の利用も含め、必要な権利擁護支援につながることができるようわかりやすい効果的な広報啓発に

取り組みます」と書いてあるんですね。非常にいいことだと思うんですが、今度令和 10 年の改正で、任意後見と成年後見って併存できるようになるんですけど、そうすると本人の意思を叶えるための任意後見と同意権、取消権を含めた特定補助と組み合わせるという非常に複雑なお話が出てくると思うんですね。それで、なかなか広報といっても、これ大変やろなと思うんです。自治体の利用促進の中に広報というのを一つ入っているので、大変だろうなと思いながら、この辺については、どれぐらいの意気込みというか、こういうふうにしようと思ってます、あれば教えていただきたいんですが。

（土山相談支援担当課長）

相談支援担当課長の土山です。ご質問ありがとうございます。

この民法の改正は、非常に大きい改正で、この制度ができてから四半世紀で初めて大きく変わりますので、本市としても気合いを入れて取り組まなければならないと感じておるところです。今、こちらの方も課題の整理のためのワーキングを、大阪弁護士会・社会福祉士会・司法書士会の先生方にご足労いただきながら、まず 8 年度は法改正があることによって何が変わってくるか、課題は何か、やらなければならないことは何かという整理を、月 1 のペースで 8 月から始めたところです。令和 9 年度においては、みなさんで整理させていただいた、出てきた課題について検討し、新たなマニュアルがいるということや、基本的にはリーフレット等、すべて変えていくことにはなるんですけれども、区の職員向け、1 次窓口を担っていただいてる包括・基幹相談の方に向けたもの、すべてのものをきっちりと変えていかなければならないというふうに思っています。令和 9 年度は、令和 10 年度に向けて 1 年かけながら、改めてワーキングを発足させて取り組んで参りたい、そのワーキングもどんなワーキングを発足させるかというのを、今年度中に整理するというふうに、取り組んでるところです。またいろいろとご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（藤井分科会長）

はい。もう 1 問ぐらいありましたらどうぞ。

（木下委員）

木下です。59 ページのところに、重点的な取り組み、地域福祉活動への参加促進って書いてあるんです。こういう書き方していただいてありがたいんですが、自分らの地域はやっぱり自分らで、ある意味作っていくんやでということの覇気が、大事やなと私は思います。なんかしてもらえて当たり前とかいうんじゃなくて、権利としてはもちろんありますが。ペットボトルとか新聞を地域で出して、地域にお金が返ってくるみたいな取組があるかと思いますが、それを、何に使ったかっていうようなことをアピールしてもいいかと思う。例えば、これ（お金）を敬老の集いのときに使ったとか、区民カーニバルの横断幕に使ったとい

うような形で、何かちょっとしたことの協力をして、それがわかることで、自分も貢献してもらうばっかりではないねんな、私も何か（できることがある）ねんで、ということをわかってもらえる、思えるようなことが、地域を見渡していけることになるん違うかなあと。こどももまた何かできると思う。なかなか難しいかもわかりませんけど、して欲しいことじゃなくてできること（が伝わるような）言葉が出てきたらな、一緒にしようとか、そういうアタックが私はすごい大事かなと思っています。

（藤井分科会長）
　具体的にはすでに文章があるので、このままでそういう理解もできるよ、というのか、それは推進していく上で、酌み取っていこうよというのか、やっぱりちょっとこういう文言は変えようということだと思いますけども、いかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）
　ありがとうございます。地域福祉課長　稗田です。
　今、木下委員言ってくださった、もともとその地域づくりっていうもの自体が、自分たちで良くしていく、自分たちの地域を良くしていくという意識を持ってやっていかないといけないんだっていうこと、我々も、そのお気持ちをいただいて嬉しいなと思っております。何でもやってもらうんじゃなくて、自分たちで変えていかなければならないと思ってくださる、そういった活動者の方々が、各地域にいらっしゃるのはすごいことでございます。またそういった意識を育てていく必要があるんだよというご意見に対し、我々といたしましても、取り組みの内容の２つ目のポツで、地域の行事や取り組みなどの地域の活動をわかりやすく発信することで、市民の方々が気軽に活動に参加できるようなきっかけづくりを行って参ります、と記載のとおり、自発的に行っていただけるように、きっかけを作っていきたいなと考えております。そうして推進していくということを、こちらで書かせていただいております。
　また、無理やりに参加していただくというのは、やっぱりどうしても難しいと思っておりまして、前回の分科会でも木下委員がご発言してくださったみたいに、実際に活動に参加している人から、一緒にやっていこうとお声かけしていただくことで、参加していただく方も増えた、というお声も聞いておりましたので、その辺につきましては下から 2 つ目のポツで、こちら記載を増やしたところでございます。
　こちらにつきましても、あわせて行政だけでできることではございませんので、地域の方々とともに、社協さんとも協力しながら進めて参りたいと考えております。ありがとうございます。

（藤井分科会長）
　もう時間が参りました。これで、議事を終えたいと思います。残るご意見がありましたら、

事務局あてメールでお願いをしたいと思います。全体的には、策定・推進部会の２度の議論も踏まえて、考えるところは考えてますけども、今日の議論、もう地域社会構造がどんどん変化をしていくと。この中にやっぱり単身社会化に入って、身寄りのいないことが象徴的に、その対策で成年後見の見直しも出てきている。この根底には、やはり日本の福祉制度が、家族依存の福祉制度で、単身社会に対応できなくなりつつあるということで、各分野に共通するべき事項として、地域福祉の方に流れてきている、こういう中での今後６年の計画であるということです。ですので、各委員が、まだ法制度のそういう枠組みも明確でない中で、この計画期間中、ずっと考え続けなければならないというような計画が、来期の地域福祉計画の特質であるような気がいたします。そういう意味では事務局も盛んにいろんな庁内プロジェクトとか、検討中であるとかいう取組が、同時並行で進んでいますので、ぜひその歩調を合わせた計画内容と計画推進の方法をお願いしたいと思いますし、また、大阪の体制がどうなるかわからないと言っても、基本的に区の中で、小学校区や自治会とか、そこの暮らしを持ってる住民の営みみたいなものは、やっぱ基盤にありますので、今日のご指摘のように、この計画の推進にあたって、やはり区域の活動が住民の中から主体的により起こるような、またそこからニーズが顕在化するような、そういうところを想定しながら、この計画をさらにブラッシュアップして参りたいと思います。

６年計画やけど、今日の話でいうと毎年毎年の検討が必要で、特に３年目の見直しのところがキーになるというのが、改めて認識を、私もさせていただきましたし、各委員も、そうであろうかなと思います。

それでは本日の議事をすべて終わりにしたいと思います。
進行を事務局にお返しします。